

只木ゼミ春合宿第2問検察レジュメ

文責：3班

I. 事実の概要

Xは、昭和56年1月15日の夜、1時間にわたり、三重県内の飯場において、プラスチック製洗面器の底や革バンドでAの後頭部を多数回殴打するなどの暴行を加えたところ、Aは恐怖心による心理的圧迫等によって血圧を上昇させ、内因性高血圧性橋脳出血により意識喪失状態に陥った。XはAを1km程離れた住宅街の駐車場まで自動車で運び、同所に放置して立ち去った。

その後、コンビニの帰りに偶然付近を通りかかったYは、駐車場に倒れている人影を見つけたためあわてて駆け寄ったところ、以前から激しく恨んでいたAであることに気が付き、「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」との思いから、近くの民家の壁に立てかけてあった角材(130cm×4cm×5cm)を用いて、うつ伏せに倒れているAの頭部に振り下ろす形で数回殴打し立ち去った。

その後Aは、脳出血により死亡した。

調査の結果、直接の死因はXによる暴行から生じた脳出血であり、Yの暴行によりその傷害が拡大し、幾分か死期が早められたことが分かった。

II. 問題の所在

Xの暴行行為によってAの直接的な死因が形成されている一方、Xの暴行後第三者Yによる暴行が介在している。このような場合にXの暴行行為とAの死亡結果の間に因果関係が認められるか。第三者の介在行為がある場合の因果関係の判断基準が問題となる。

III. 学説の状況

因果関係の判断基準について

A説：条件説¹

当該の行為がなかったならば当該の結果は生じなかったであろうという条件関係の存在のみによって刑法上の因果関係が認められる。

B説：原因説²

結果に対する諸条件のうちから何らかの基準を設けて原因と条件を区別し、その原因と結果との間に因果関係が認められる。

C説：相当因果関係説

刑法上の因果関係を認めるには、条件関係の存在を前提として結果に対する諸条件のうち社会生活上の経験に照らしてその行為からその結果の生ずることが相当であると認めら

¹ 大谷實『刑法講義総論〔第3版〕』（2009年、成文堂）214頁参照。

² 大谷・前掲書 215頁参照。

れることが必要であるとする。その判断基底としていかなる事情を考慮すべきかにより、以下の3説に分かれる。

C-1 説：主観説³

行為者が行為の当時に認識していた事情、および予見しえた事情を判断基底とする。

C-2 説：客観説⁴

裁判時に立ち、行為当時におけるすべての客観的事情、及び行為後における事情のうち経験法則上予見可能な事情を判断の基礎とする。

C-3 説：折衷説⁵

行為の時点に立って一般人が認識し、また予見することができたであろう一般的事情および行為者が特に認識しまたは予見していた特別の事情を判断の基礎とする。

D 説：危険の現実化説

条件関係の存在を基礎に、許されない危険を創出し、その危険が具体的な結果に実現した場合にのみ行為と結果の間に刑法上の因果関係が認められるとする⁶。

行為後の介在事情が存在する場合において、(イ)実行行為に存する結果発生の確率の大小、(ロ)介在事情の異常性の大小(ハ)介在事情の結果への寄与度の大小、の3要件を下位規範として判断すべきであるとする説がある⁷。

IV. 判例

平成4年12月17日最高裁第一小法廷決定

〈事案の概要〉

被告人Xはスキューバダイビング指導者として指導補助者3名を指揮しながら、被害者Yを含む6名の受講者に対しアクアラング機材を使用して行う夜間潜水の講習指導を実施した。講習中、Xは後方に注意を払うことなく前進し、指導補助者1名と受講者6名が海のうねりにより沖に流され、Xとはぐれてしまう。指導補助員の指示に従い、海上に浮上した後再び海中に潜水するが、Yは移動中に空気タンク内の空気を使い果たし、これにより恐慌状態に陥り、適切な対応を取れないまま溺死するに至った。

〈判旨〉

Xが講習指導中受講生らの動向に注意することなく不用意に移動して受講生らのそばを離れ、同人らを見失うに至った行為は、それ自体が、指導者からの適切な指示、誘導がなければ事態に適応した処置を講ずることができない恐れがあったYをして水中で空気を使い果たしひいては適切な処置を講ずることができないままに溺死させる結果を引き起こしかねない

³ 宮本英脩『刑法大綱』(1935年,弘文社)63頁。

⁴ 内藤謙『刑法講義総論(上)』(1983年,有斐閣)269頁。

⁵ 大谷・前掲書 217頁。

⁶ 山中敬一『刑法総論〔第2版〕』(2008年,成文堂)250頁。山口厚『刑法総論〔第2版〕』(2007年,有斐閣)60頁。

⁷ 前田雅英『刑法総論講義〔第4版〕』(2006年,東京大学出版)185頁。

危険性を持つものであり、指導補助者およびYに適切を欠く行動があったことは否定できないが、それはXの行為から誘発されたものであって、Xの行為とYの死亡との因果関係を肯定できる。

V. 学説の検討

1. まず、条件説についてであるが、条件関係がある場合に構成要件該当性を直ちに肯定しては、偶然の結果についても行為者に罪責を問うこととなり妥当ではない⁸。条件関係の存在は法的因果関係を認めるための事実的基礎であり、この存在を前提に帰責範囲の限定がなされるべきである。

以下、帰責範囲の限定をはかる基準として適するものの検討を行う。

2. 原因説は、諸条件の中から原因を区別し1個の条件のみを摘出してこれを原因とすることは實際上不可能であるためにこれを採用することはできない。

3. (1) C-1説は行為者の主観のみを基礎事情とするが、行為者に認識し得なくとも一般人から見れば当然認識し得る事情を除外するのは因果関係の成立範囲をあまりにも狭くするものであり、妥当ではない⁹。

(2) 一方、C-2説においては一般人ですら知りえない特殊な事情を基礎に因果関係を認めることとなり、行為者に余りに酷である¹⁰。

また、客観説においては、行為時の事情と行為後の事情の区別が決定的に重要であるが、そのような区別は実質的には困難である¹¹。

よって、C-2説も妥当であるとは言えず採用し得ない。

(3) C-3説が因果関係は行為者にとって偶然的なものを帰責の範囲から除外しようとする点については評価しうる。

しかし、C-3説に立つと、一般人が認識しえなかった事情については、行為者が特にその事情を認識していたか否かによって結論が左右されることとなる。また、C-1説と同じく行為者の主観を判断材料とするのは、客観的であるべき因果関係に主観を持ち込むこととなり、因果関係の判断基準として妥当ではない。よってC-3も採用できない¹²。

4. D説には危険創出と危険実現の判断は実行行為と相当因果関係の判断とほぼ対応するものであり、D説を相当因果関係説と別個に考慮する必要はないとする意見がある¹³。しかし、裁判時の視点から行為後の事情をも勘案して行為と結果の結びつきを考える必要性が存在し、D説がこの必要性を満たす一方、相当因果関係説は行為時の相当性判断を中心とせざ

⁸ 山口・前掲書 53 頁。

⁹ 前田・前掲書 176 頁。

¹⁰ 前田・前掲書 176 頁。

¹¹ 山口厚・井田良・佐伯仁志『理論刑法学の最前線』(2001年,岩波書店)11頁。

¹² 曾根威彦『刑法総論』(2008年,弘文堂)73頁。

¹³ 曾根・前掲書 78 頁。

るを得ないものであり、この点において実質的な差異が存在する。

また、C 諸説は日常生活経験上の通常性のみを基準とするが、基準が固定されることで、かえって結論の不都合を招きやすい。一方、D 説は帰属基準の多元化・体系化を図るものであり、C 説の基準による不都合を回避することができる。

よって、因果関係の判断基準としては客観的帰属論が妥当であり、D 説を採用する。

VI. 本問の検討

第 1. X の罪責について

1. X は A に対し暴行行為を行っており、その時点で意識喪失状態までに至っている。

よって、X には傷害罪が成立する。

2. では、A はその後死に至っているが、この結果を X の行為に帰属させ、X の行為に傷害致死罪が成立しないか。

X の暴行行為の後に Y による暴行行為が介在していることから、X の行為と A の死亡結果との間に因果関係が認められるかが問題となる。

前述の通り、検察官側は因果関係の判断基準として D 説を採用し、介在事情が存在する場合には、(イ)実行行為に存する結果発生の確率の大小、(ロ)介在事情の異常性の大小、(ハ)介在事情の結果への寄与度の大小、の 3 要件を下位規範として判断する。よって以下においてこれらの要件の検討を行う。

(1) まず、(イ)についてであるが、確かに X の使用した凶器が洗面器や革バンドといった一般に危険性が低いものであることから、行為自体の危険性も低いとも思える。

しかし、一方で、X は一時間に渡りかつ意識喪失の段階まで暴行を行っており、凶器の危険性の低さをもってこの暴行行為の結果に対する危険性が低いとはいえない。よって、(イ)にあたる、行為のもつ結果発生の確率は大きい。

(2) 次に、(ロ)について、深夜の駐車場に怪我人を放置することはあらゆる危険を伴うものである。第三者の暴行というのも深夜であることを考えると、その危険の中に十分に含まれる。よって、(ロ)の介在事情の異常性は小さい。

(3) そして、(ハ)については、介在事情である Y の暴行行為は、A の死期を早めるものであったが、直接の死因は X の暴行行為であり、死因の形成という点において介在事情の結果に対する寄与度は小さい。

(4) したがって、上記三要件を満たし、X の行為の危険性が、A の死という結果に現実化したといえる。よって、X の行為と A の死という結果の間に、因果関係が認められる。

3. したがって、X は傷害致死罪の罪責を負う。

第 2. Y の罪責について

1. Y は、A に対し死を早めるほどの暴行行為を行なっている。そこで、Y の行為に殺人罪が成立しないか。

2. (1) まず、実行行為として、角材による暴行を行なっている。角材は殺傷性も高く、角材による数回の殴打は重症を負う A に対し死の結果をもたらす現実的危険性を有しており、殺人罪の実行行為として認められる。

また、結果としては、A の幾分早い死という結果が発生している。

(2) 次に、因果関係については、D 説により判断する。Y の行為は A が早まった死に至る危険を創出しており、また、その危険の実現として、A は早まった死を遂げている。したがって、Y の行為に対し A の死の結果が帰属され、因果関係が認められる。

(3) 構成要件の故意については、Y が夜中重症を負う A に対し、救護を行うどころか、暴行を行なっていることから、A が死んでも構わないという未必の故意が認められる。

3. したがって、Y の行為は殺人罪の構成要件に該当し、Y は殺人罪の罪責を負う。

VII. 結論

第 1. X は傷害致死罪の罪責を負う。

第 2. Y は殺人罪の罪責を負う。

以上